

兵庫県公報

平成20年5月9日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）.....	1

公布された法令のあらまし

●豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第47号）

豊かな海づくり資金のうち、平成20年3月5日に明石海峡航路において発生した船舶の沈没による油濁事故により被害を受けた漁業者等の経営の維持又は安定に必要な資金の償還期限及び据置期間を、それぞれ7年以内及び2年以内とすることとした。

規 則

豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第47号

豊かな海づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

豊かな海づくり資金利子補給規則（昭和47年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(償還期限等の特例)

- 平成20年3月5日に明石海峡航路において発生した船舶の沈没による油濁事故により被害を受けた漁業者等の経営の維持又は安定に必要な資金に係る別表6の項の規定の適用については、同項中「5年」とあるのは「7年」と、「1年」とあるのは「2年」とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の豊かな海づくり資金利子補給規則の規定は、平成20年4月1日以後に知事の承諾を得て貸し付ける豊かな海づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた豊かな海づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。